

お知らせ

**戦没者の遺族に対する特別
弔慰金(第12回「しんご」号)
請求期限は10年3月31日(金)**

期限を過ぎると特別弔慰金を受ける権利がなくなります。また、請求に必要な書類の取得に時間を要する場合があります。請求がお済みでない人は、早めに申請してください。

対象 戦没者等の死亡当時のご遺族のうち最も順位の高い人で、7年4月1日現在、公務扶助料などの受給権を有する遺族がいない人
※詳しくは問い合わせ

支給内容 27万5000円、5年償還の記名国債
問合せ 福祉政策課
☎06(6902)6093

計画を策定しました

詳しくは市ホームページをご確認ください。

◆**門真市DX推進計画2.0**

内容 本市行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を着実かつ強力に推進するための計画
問合せ ICT推進課
☎06(6902)5793

◆**門真市文化芸術推進基本計画(改訂版)**

中間見直しの概要
○市民等を対象としたアンケート調査を実施し、課題を整理
○各施策や取組の進捗状況等の確認、見直し
問合せ 生涯学習課
☎06(6902)7139

会議を傍聴しませんか

◆**第5回門真市上下水道事業経営審議会**

とき 4月17日(金) 午後3時から
ところ 第一会議室(泉町浄水場)

内容 パブリックコメントの実施
問合せ 経営総務課
☎06(6902)5873

◆**第1回門真市自殺対策計画審議会**

とき 4月(予定)
※詳しい日時・場所は問い合わせまたは市ホームページ参照
内容 門真市第2期自殺対策計画の策定
問合せ 福祉政策課
☎06(6902)6093

くらしの相談窓口

消費生活センターと女性サポートステーションWESSを併設した相談窓口です。相談は無料、秘密は厳守します。

開設日時
平日、第2・第4土曜日
午前9時～午後5時30分
ところ 市役所古川橋駅前3階

◆登記相談の相談日を増設

第3水曜日に加え、4月から、偶数月の第1水曜日にも相談できるようになりました。

問合せ くらしの相談窓口
☎06(6900)8551
消費生活センター
☎06(6902)7249
女性サポートステーションWESS
☎06(6900)8550

働く意欲がありながら就職が困難な人へ

就労につながることを目的としたアドバイスなどの支援を専門のコーディネーターが行います。

とき 月・水・金曜日午前9時30分～午後4時30分
※祝日を除く
ところ 地域就労支援センター(人権市民相談課内)

※就職のあっせんは不可
※相談方法 電話または面談
※面談の相談は電話で要予約
相談・問合せ 地域就労支援センター
☎06(6902)6079

◆**春の交通安全運動前キャンペーン**
○自転車・特定小型原動機付自転車の交通安全の理解・遵守の徹底
問合せ 地域整備課
☎06(6902)5503



条例の公布や告示など電子掲示場へ掲載

これまで市役所前の掲示場に掲示していた条例や規則などの公布や告示は、4月1日から市ホームページに掲載し、「門真市電子掲示場」から内容が確認できるようになります。

電子掲示場の利用が難しい場合は、開庁時間に総務課文書法規グループでの閲覧も可能です。

※インターネット回線に障害が生じた時などは臨時的に掲示場を設置し、紙で掲示する場合あり
問合せ 総務課
☎06(6902)5684



門真市電子掲示場はこちら

まちづくり

4月6日(月)～15日(水)春の全国交通安全運動

交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、安全な行動を心がけましょう。

全国重点
○通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

◆**春の交通安全運動前キャンペーン**
○自転車・特定小型原動機付自転車の交通安全の理解・遵守の徹底
問合せ 地域整備課
☎06(6902)5503

人権

人権に関する相談

日常生活における問題や悩みごとなどに相談員が親切に対応します。各相談はすべて無料で、秘密は厳守します。

◆**人権相談員による相談**
とき 平日
午前9時30分～午後5時30分
※受付は午後5時まで

ところ 人権市民相談課
相談員 市人権協会相談員
◆**人権擁護委員会による相談**
とき 第2・第4水曜日、午後1時30分～3時30分
ところ 相談室1(市役所別館3階)

◆**人権擁護委員会特設人権相談**
5月1日～7日の「憲法週間」に合わせて開設します。

募集

教育総務課 パートタイム会計年度 任用職員

とき 5月1日(金)
午前10時～正午、午後1時30分～3時30分
ところ 相談室1(市役所別館3階)

相談員 人権擁護委員
申込方法 電話・FAXまたは直接
申込・問合せ 人権市民相談課
☎06(6902)6079
FAX06(6905)3264

職種 栄養士
任用期間 9年3月31日までの平日
勤務時間 午前8時30分～午後3時15分

◆**木造住宅除却補助**
対象 昭和56年5月31日以前に建てられ、耐震診断結果の評点が0.7未満またはそのほかの方法により耐震性が低いと判断された木造住宅
※長屋、共同住宅を含む
募集戸数、補助額
○一戸建ての住宅…10戸、費用の100分の23(上限40万円)
○長屋、共同住宅…8棟、費用の100分の23(上限200万円)
※そのほか条件あり。詳しくは問い合わせ
問合せ 建築指導課
☎06(6902)6341

耐震診断・改修(設計)などの費用補助

申込期間 4月9日(木)～16日(木)
※申込多数の場合は抽選
◆**耐震診断補助**
対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた住宅および耐震改修の促進に関する法律で規定する特定建築物
※木造住宅の場合は建築確認の有無は不問
募集戸数、補助額
○木造住宅…25戸、費用の11分の10割(上限5万円)
○そのほか住宅…1戸、費用の2分の1(1戸当たり上限2万7千円)
○事務所等…1棟、費用の2分の1(上限100万円)
◆**耐震(設計)改修補助**
○**設計+改修または改修**
対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられ、耐震診断結果の評点が1.0未満の木造住宅で、耐震改修において評点が1.0以上になるもの
募集戸数・補助額 2戸、改修工事費の8割(上限95万円)

◆**耐震シェルター設置補助**
対象 昭和56年5月31日以前に建てられ、耐震診断結果の評点が1.0未満の木造住宅
※長屋、共同住宅を含む
募集件数・補助額 1件、費用の5分の4(上限30万円)
◆**木造住宅除却補助**
対象 昭和56年5月31日以前に建てられ、耐震診断結果の評点が0.7未満またはそのほかの方法により耐震性が低いと判断された木造住宅
※長屋、共同住宅を含む
募集戸数、補助額
○一戸建ての住宅…10戸、費用の100分の23(上限40万円)
○長屋、共同住宅…8棟、費用の100分の23(上限200万円)
※そのほか条件あり。詳しくは問い合わせ
問合せ 建築指導課
☎06(6902)6341

狭あい道路の拡幅等補助金交付制度

対象となる道 幅員が4m未満の道のうち、建築基準法第42条第2項に規定する道路、現に建築物が建ち並んでおり拡幅が必要と認められる道
補助額
○拡幅用地を市に寄附する場合…補助基本額をもとに算出する額または実際に要した補助対象事業費のうち低い額
○所有権を残したまま市に無償使用承諾する場合…補助基本額をもとに算出する額または実際に要した補助対象事業費(分筆測量業務を除く)のうち低い方の額の3分の2
※自主管理する場合は対象外
※予算が無くなり次第終了
※一部補助対象外となる場合あり。詳しくは問い合わせ
問合せ 建築指導課
☎06(6902)6346

※水曜日は午後2時15分まで業務内容 小・中学校における給食調理の履行確認など
対象 栄養士の資格がある人
募集人数 1人
賃金 時給1513円
※交通費は別途支給
申込方法 教育総務課に指定の履歴書 栄養士免許証(写)を持参
※後日、面接試験を実施
申込・問合せ 教育総務課
☎06(6902)6082